

公布された規則のあらまし

◇児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要な改正を行いました。（目次、第2条の3、第11条、第28条、第30条、第36条、第39条、第58条、第61条、第90条、第93条、第100条、第103条、第107条～第114条関係）

2 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。